

## 第一章 産業連関表について

### 第一節 産業連関表の概念

#### 1. 産業連関表とは

産業連関表とは、一定の期間(通常、暦年単位の1年間)に、一定の地域(例えば、国内または姫路市内など)で生じたすべての生産物(財・サービス)に係る産業相互間及び産業・最終消費者間の取引関係を表した一覧表で、各産業における生産物の費用構成(投入:Input)と販路構成(産出:Output)を表すことから、「投入産出表(Input-OutputTable)」、略して「I-O表」とも呼ばれている。産業連関表では、国(市)民所得統計において、重複部分(中間生産物)として捨象されている産業間の相互取引をも含んでおり、生産活動の全容を明らかにしているところに特色がある。

#### 2. 産業連関表の作成状況

わが国では、国レベルで、経済企画庁(現内閣府)や経済産業省等がそれぞれ独自に計算表として作成した昭和26年(1951年)表を最初に、その後関係省庁の共同作業として作成された昭和30年(1955年)表以降、5年ごとに作成されるようになったが、本市においては、平成12年(2000年)表が最初の産業連関表である。

#### 3. 国民経済計算体系(93SNA)における産業連関表

##### (1)国民経済計算体系の概念

93SNA(SNA;A System of National Accounts)とは、平成5年(1993年)に国際連合が各国に提示した新しい国民経済計算の国際的標準体系である。わが国では「国民経済計算体系」と訳されている。次の5つの勘定を体系的・整合的に統合し、国全体の経済活動について、実物(財・サービス)と資金(金融)、フローとストックの各側面から多角的・総合的に計測・分析することが可能である。

国民所得勘定(生産・支出・分配の3面における実物の流れ)

産業連関表(産業間の投入・産出構造)

資金循環表

国民貸借対照表(国の資産・負債の状態)

国際収支表(海外との取引)

##### (2)産業連関表と市民経済計算

「市民経済計算」は、「国民経済計算体系」(93SNA)における国民所得統計の概念や仕組みを市域に援用し、一定期間(通常1会計年度)に市内の経済活動により新たに生み出された付加価値額(生産額)を、生産・分配・支出の三面から、事後的に総合的・体系的に計測する統計システムである。市経済の総合指標として、市の経済規模、産業構造及び所得水準を明らかにすることを目的として毎年作成されている。産業連関表と市民経済計算は、双方とも一定期間における財・サービスの

流れをとらえ、経済活動の主体を企業、家計、政府などに大別する点で共通である。しかし、市民経済計算では、他産業で産出されたものを使用する「中間投入部門」は、重複計算にならぬよう、生産額から差し引いて付加価値を積み上げていくが、産業連関表では、むしろその省かれた中間投入過程に注目して、その取引の実態を詳細にとらえることに重点をおいている。

(主な相違点)

項目	産業連関表	市民経済計算
対象期間	暦年	年度
部門分類	アクティビティー・ベース	事業所単位
対象ベース	属地主義(市内ベース)	生産・支出…属地主義(市内ベース) 所得…属人主義(市民ベース)
家計外消費支出の扱い	付加価値に含む	中間投入に含む
作成・公表時期	5年ごと	毎年

#### 4. 産業連関表の構成

		内生部門				外生部門								
		中間需要				最終需要				(控除)	市内生産額			
需要部門(買い手)		1 農 林 業	2 漁 業	3 鉱 業	計	家 計 外 消 費 支 出	消 費	固 定 資 本 形 成	在 庫	移 輸 出	計	C	A + B - C	
供給部門(売り手)		(供給される財・サービス)				A	B				C			
内生部門	中間投入	1農林業	列	原材料・粗付加価値の費用構成(投入)		生産物の販路構成(産出)								
		2漁業												
		3鉱業												
		(供給される財・サービス)	行											
	計	D												
外生部門	粗付加価値	家計外消費支出												
		雇業者所得												
		営業余剰 資本減耗引当 間接税 (控除)補助金												
	計	E												
	市内生産額	D + E												

産業連関表は、一定期間(通常1暦年間)の一定地域における経済活動の様相を生産物(財・サービス)の取引関係を中心にして、1つの経済循環の見取図としてまとめたもので、生産活動を営む「産業部門」と、それ以外の「非産業部門」とからなっている。産業と産業のクロスする部分(産業部

門)を内生部門といい、粗付加価値及び最終需要(非産業部門)を外生部門という。

(1)内生部門

各産業が商品を生産するために購入する原材料など財・サービスの、各産業間における取引関係を表し産業連関表の中心をなしている。

(2)粗付加価値部門

各産業の生産活動によって新たに生み出された価値の総額を表し、雇用者所得(賃金など)、営業余剰(企業の利潤)などから構成される。この合計がいわゆる市内総生産である。

(3)最終需要部門

最終生産物に対する需要で、家計の消費や企業の消費や投資、政府支出などから構成される。

## 5. 産業連関表の見方

産業連関表は、次の2つの側面から読むことができる。

(1)タテ方向

産業連関表をタテ方向の「列」に沿ってみると、ある産業(列部門)が財・サービスを生産するのに必要な原材料などを、どの産業(各行部門)からどれだけ購入(中間投入)したか、さらに、生産活動をする上で、賃金(雇用者所得)や利潤(営業余剰)などの粗付加価値の金額がいくらか、つまり、その産業の費用構成を示している。

(タテ方向のバランス式)

$$\begin{aligned} \text{総供給} &= \text{中間投入} + \text{粗付加価値} + \text{移輸入} \\ &= \text{市内生産額} + \text{移輸入} \end{aligned}$$

(2)ヨコ方向

産業連関表をヨコ方向の「行」に沿ってみると、ある産業(行部門)の生産物がどの産業(各列部門)にどれだけ販売(中間需要)されたか、あるいは、市内の消費・投資、市外(国外を含む)の需要に対してどれだけ生産物を販売(移輸出)したかなどの最終需要や、逆に、市外(国外を含む)からどれだけ購入(移輸入)したか、つまり、その産業部門の販路構成を示している。

(ヨコ方向のバランス式)

$$\begin{aligned} \text{総需要} &= \text{中間需要} + \text{最終需要} \\ &= \text{市内生産額} + \text{移輸入} \end{aligned}$$

さらに、産業連関表の特徴として、タテ方向の合計とヨコ方向の合計は必ず一致する。

(全体のバランス式)

(タテ方向)      (ヨコ方向)

総供給      =      総需要

中間投入    =      中間需要

粗付加価値 = 最終需要 - 移輸入

## 第二節 産業連関表作成のための前提条件

### 1. 産業連関表と対象エリア

産業連関表の記録の対象は、一定期間内に生産された中間生産物を含むすべての財・サービスであり、その生産の範囲は、いわゆる「市内概念」によって規定されている。したがって、市民経済計算に比べ、居住者が市外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含まれず、市内の企業が非居住者に支払った賃金、配当などは含まれる。また、市内の事業所による市外でのサービスに関する収入は、「移出」として取扱っている。

### 2. 移輸入の取扱い = 「競争移輸入型」

地域の経済を対象とする産業連関表において、移輸入の取扱いには大別して競争移輸入型と非競争移輸入型2つの方法がある。「競争移輸入型」とは、同じ種類の財については、市内産品と移輸入品とは区別せず、全く同じ取り扱いをする同一の部門として処理する方式であり、市表ではこの方式によっている。これに対して、「非競争移輸入型」とは、全く同じ種類の財であっても、市内産品と移輸入品とを区別して取り扱う方式である。

### 3. 取引活動記録の時点 = 「発生主義」

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義」による。発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点を記録時点として適用することをいう。発生主義に対して「現金主義」があるが、これは、所得や支払いが実際に行われた時点を記録時点として適用する方法である。生産活動に伴う所得の発生と分配、支払いまでの経済の流れは、通常、タイムラグを生ずるので、現金主義で記録すると、産業連関表の二面等価（「付加価値部門の合計」=「最終需要部門（輸入を控除）の合計」）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に達成されることになる。

### 4. 価格評価の方法 = 「原則として生産者価格・実際価格評価」

#### (1) 国内生産物の価格評価

取引基本表には、個々の取引が金額によって記録されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって、生産額も取引額も変化することになるからである。一般に価格のとらえ方には、次の二つの考え方がある。

#### 「生産者価格」と「購入者価格」

「生産者価格」とは、生産者が出荷する段階での販売価格を指し、流通コスト（国内貨物運賃及び商業マージン）を含まない。これに対して「購入者価格」とは、消費者（需要者）が購入する段階での流通コスト（同）を含む。市表では、財の評価は「生産者価格」によっている。また、サービスは売上

額で、商業はマージン額で、公共サービスの多くは総経費によって評価している。各生産額は、それぞれの投入内訳と産出内訳の合計であるが、統計の精度が高く、推計作業では固定値となるので、コントロール・トータル(CT:Control Totals)とよばれる。

#### 「実際価格」と「統一価格」

実態経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的・時期的な要因、コスト及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。例えば、同一製品であっても、甲会社で生産されたものと乙会社で生産されたものとは価格が異なることがある。また、同じ会社の製品でも需要期か非需要期かで(例:灯油)、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで(例:電気・水道料金)価格が異なることがある。このような場合に、「実際価格」とは、実際に取引が行われる価格で評価するもので、これに対して、「統一価格」とは、同一の財については、同一の価格を想定して処理するものである。全国及び市表では、「統一価格」による方法は採用せず、「実際価格」によっている。

### (2) 中間需要と最終需要の取引の計上方法

#### 中間需要部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には、各部門間で行われた財・サービスの取引額を示している。ただし、内生部門に掲げられた取引額は、正確には、その年の生産に必要とされた財・サービスの「消費額」を意味しており、その年に行われた取引額(購入額)がそのまま計上されるのではない。

#### 資本財の取引

耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上の、いわゆる資本財については、建設部門がその建設活動の中間財として購入した場合(建設迂回)や船舶等に組み込まれた場合(船舶迂回)を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「市内総固定資本形成」に計上している。なお、各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分(いわゆる減価償却費)は、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

#### 在庫

対象年次(平成12年)に生産された製品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについては、最終需要部門の「生産者製品在庫純増」に計上している。また、半製品及び仕掛品については、当該年の生産活動に係る分(当年末残高 - 前年末残高)を「半製品・仕掛品在庫純増」に計上している。当該年に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについては、「原材料在庫純増」に計上しているが、この場合、その原材料を購入した産業(行)部門との交点に計上するのではなく、その商品の属する行部門との交点に計上している。卸売・小売業が販売のために仕入れた商品のうち、販売されなかったものは、「流通在庫純増」として、これも商品の属する行部門との交点に計上している。なお、これらは「在庫純増」部門に一括して計上している。

### (3)輸出入品の価格評価

#### 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、「生産者価格評価」の場合は、国内向けの財と同様、工場渡しの生産者価格で評価し、「購入者価格評価」の場合は、本船渡しのF O B (free on board / 輸出港で船積みするまでの金額)の価格で評価している。

#### 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、「生産者価格評価」及び「購入者価格評価」のいずれの場合も、海上運賃及び保険料が含まれたCIF (cost, insurance and freight) 価格で評価している。

#### 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財貨の取引額については、国際収支表より推計している。

### (4)消費税の取扱い

消費税の表示方法は、各取引額に消費税額を含む、いわゆる「グロス(Gross)表示」である。

## 5. 特殊な取扱いをする部門

### (1)商業及び運輸部門の活動の推計方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常にわかりにくいものとなることから、供給部門と需要部門との間で直接に取引が行われるものと仮定し、実際の取引活動で発生する商業マージンと運賃は、別途、需要部門から商業・運輸部門に支払われるものとして計上している。

### (2)コスト商業とコスト運賃

上記(1)のような通常の流通経費とは別に、各列部門の直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらの経費は、「コスト商業」及び「コスト運賃」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれの列部門と行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上している。

### (3)屑・副産物等の取扱い

産業連関表では、一つの生産活動は一つの生産物しか生産しないことを前提としているが、現実には一つひとつの生産活動が、目的とする生産物(主産物)のほかに、生産工程上、必然的に別の生産物を生産する場合がある。この生産物を、生産物の生産部門が他にある場合には「副産物」と呼び、ない場合には「屑」と呼ぶ。屑・副産物の取扱いについては、いくつかの方式が考えられるが、全国表に従い、発生部門(列)と副産物を主産物とする部門(行)との交点にマイナスで計上し、今回新設された「再生資源回収・加工処理」部門にプラスで計上する方法を採用している。

#### (4) 帰属計算部門

「帰属計算」とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、これを享受している部門がある場合に、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。この場合の産出先は、その効用を受けている部門で、経費または消費として処理される。帰属計算を行う部門とその内容は、以下のとおりである。

##### 金融(帰属利子)部門

金融機関は、預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付先に供給し、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っていることから、帰属利子の効用は主として貸付先(資金需要者)が享受しているものと考えられるため、貸出残高の比率に応じて、すべての産業で中間消費される扱いとする。

市内生産額(金融の帰属利子部門) = 貸付金の受取利子 - 預貯金への支払利子

##### 生命保険及び損害保険部門の帰属保険サービス

生命保険は、全額「家計消費支出」に産出され、損害保険は内生部門と「家計消費支出」に産出される。

市内生産額(帰属保険サービス) = (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)

##### 政府建物に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない公務・教育等の政府サービス部門の建物についても、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上する。

政府サービス部門の市内生産額 = 費用額合計 + 資本減耗引当(帰属計算分)

##### 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

SNAでは、実際には家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅についても、通常の借家と同様、家賃を支払い、賃借しているとみなしており、産業連関表においても同様の扱いをする。すなわち、持家住宅及び給与住宅について、その家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、全額を「家計消費支出」に産出している。その投入内訳は、住宅の維持コスト以外を「営業余剰」に計上している。

持家・給与住宅市内生産額(帰属家賃) = 市中の粗賃貸料評価額(住宅の維持コスト + 営業余剰)



#### (5) 仮設部門

産業連関表における内生部門の各部門は、アクティビティ・ベースに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないが、作表上の便宜や利用目的を考慮して仮に設定した次のような「仮設部門」が含まれている。

##### 事務用品部門

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に「消耗品」として一括処理されることが多いため、産業連関表上では、これらを生産する各部門(行)は当該品目を一旦「事務用品」部門(列)へ産出し、各需要部門(列)は、これらを「事務用品」部門(列)から一括して投入する。

##### 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動(例えば、輸送活動、梱包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等)を自社内でまかなう場合がある。産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密にはそれぞれ運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。このため、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、自家活動を「仮設部門」として独立させている。

##### 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑部門

屑及び副産物は、原則として「マイナス投入方式」によって処理される。この場合、副産物は、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」は、元来これらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、仮設の行部門のみ「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて処理している。

#### (6) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの方法があり、平成12年表においては、「所有者主義」により推計している。

##### 「使用者主義」

これは、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸(レンタルまたはリース)業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費と減価償却費及び純賃借料(粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの)を、当該部門の経費又は営業余剰(純賃借料部分)として計上することとなり、賃貸部門は部門として成り立たない。

##### 「所有者主義」

これは、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額(CT)となり、

各生産部門は物品賃貸料(支払)を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

#### (7) 自家消費の取扱い

一貫工程の過程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費される、いわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、生産額記述の対象としない。ただし、一貫生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程に組み込まれて自家生産・自家消費されるもので、投入・産出構造が異なる場合には、原則として、それぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上している。

#### (8) 本社・営業所経費の扱い

市内に工場があり、市外にその本社・営業所がある場合、本来、製造品出荷額には、本社・営業所の経費も含まれているが、資料の制約上、その経費は別計上していない。

#### (9) 委託生産の扱い

原材料生産部門では、商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が過大評価になる不都合が生じることから、非製造業からの委託生産分については、次式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより原材料費等を含んだ生産額にふくらましを行う。

$$\text{生産額} = \text{加工賃収入額} \times \{ \text{製品価格} / (\text{製品価格} - \text{原材料費}) \}$$

#### (10) 政府活動

「対家計民間非営利サービス生産者」及び政府サービス生産者のうちの「非公務」、

「対家計民間非営利サービス生産者」及び「非公務」の市内生産額は、経費総額をもって計測され、営業余剰は計上されない。産出先は、当該部門のサービス活動に対して、産業又は家計から支払われた料金相当額を、その受益部門(つまり産業又は家計)に計上し、残りの額を(中央・地方政府消費支出)又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上している。

政府サービス生産者のうちの「公務」

中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公務」についても、経費総額をもって市内生産額を計測する。産出先は、ほとんどが中央又は地方政府消費支出である。

#### (11) 分類不明

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめで計上するための項目であるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門推計上の残差の集積部門(誤差調整項目)としての役割も持たせている。

### 第三節 平成12年姫路市産業連関表作成に当たっての前提条件

#### 1. 期間、対象及び記録の時点

平成12年(2000年)の1年間の姫路市内における財・サービスの生産活動及び取引が対象である。記録の時点は、原則として「発生主義」としている。

#### 2. 基本方針

部門設定・概念・定義・推計方法など作業の基本方針は、国の産業連関部局長会議(総務省外全10省庁)による「平成12年(2000年)産業連関表作成基本要綱」(平成14年4月)に準拠し作成している。

#### 3. 価格評価

- (1) 取引活動は、生産及び取引の時点の金額による価格評価である。
- (2) 国内生産額の価格評価は、「実際価格」に基づく評価である。
- (3) 輸出入品の価格評価については、普通貿易の輸入はCIF価格、普通貿易の輸出はFOB価格の評価である。
- (4) 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」である。

#### 4. 表の基本構造

- (1) 表は、商品(行)×商品(列)の表とし、1次統計資料を基に直接作成している。
- (2) 表形式は「生産者価格評価表」である。
- (3) 移輸入の取扱いには「競争移輸入型」である。

#### 5. 部門分類

##### (1) 基本分類及び統合分類

区分	姫路市表	全国表
基本分類	行517×列405	行517×列405
統合小分類	188	188
統合中分類	104	104
統合大分類	34	32

部門分類は、原則として国に準じ、「アクティビティ・ベース」により統合小分類は188部門とした。作業用分類としては、基本分類の行517×列405を使用する。公表用として統合大分類表(34部門表)を作成している。

(2)最終需要部門と粗付加価値部門

最終需要部門及び粗付加価値部門に、「家計外消費支出」を設定している。

最終需要部門に輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税を計上するための「調整項」を設けている。なお、調整項の計数は34部門表では「輸出」に統合している。

6. 特殊な取扱い

(1)屑・副産物の取扱い

これらの発生額は「再生資源回収・加工処理」部門に計上している。

(2)帰属計算

国に準じて、金融の帰属利子、生命保険及び損害保険の帰属保険サービス、政府建物に係る資本減耗引当、持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料について帰属計算している。

(3)仮設部門の設定

国に準じて、商品の性格、表の作成・利用上の便宜等を考慮して、事務用品、自家活動(自家用自動車輸送)、古紙、鉄屑及び非鉄金属屑を設定している。

(4)物品賃貸業の取扱い

国に準じて、物品賃貸業については所有者主義で推計している。

7. 作成手順の概略

産業連関表の作成事業は、基本方針・基本要綱の決定、これらに基づく計数の推計を行うための資料の収集・整理、計数の推計と調整、結果の公表という手順で行っている。作成期間は、必要となる資料が膨大であり、作業内容も広範多岐にわたることから、通常5か年程度必要となる。

(1)部門分類の設定

作成の基礎資料となる各種統計はそれぞれ異なった分類により作成されているので、市内の産業活動を一つの表上に統一的に記録するため、産業連関表の部門分類(概念・定義・範囲)を設定する。以下の作業は、この部門分類に従って行っている。

(2)特別調査の実施

国や各自治体は、産業連関表作成に当たって、投入構造や移出入等の基礎資料を収集して産業連関表の精度向上を図るため、各種特別調査を実施している。本市においては、平成16年3月にとりまとめた「姫路市ものづくり企業アンケート調査」(姫路市産業局地域経済再生対策室)の結果を利用している。

(3) 市内生産額の推計

工業統計調査など各種統計調査結果の積み上げ計算や、国値や県値の按分により、部門別の市内生産額(CT)を推計している。なお、推計に当たっては、主に、総務省統計局統計基準部編「地域産業連関表作成基本マニュアル」(平成13年12月)等の要領に準拠している。

	内生	最終需要	生産額
内生			(3)
付加価値			
生産額	(3)		

(4) 投入額(原材料や粗付加価値細目)の推計

(3)で推計した市内生産額を全国表の投入係数を用いて各行に按分し、投入表を作成している。

(5) 最終需要部門の推計

(3)における要領等を参考に、市民経済計算の推計結果などから、最終需要項目(列)別に部門(行)ごとの推計を行い、産出表を作成している。これによらない場合は、項目計を先に求め、これを全国表の構成比率で配分している。

	内生	最終需要	生産額
内生	(4)		(3)
付加価値			
生産額	(3)		

(6) 投入額と産出額の計数調整(バランス調整)

投入・産出の計数は、それぞれ異なる統計から推計されたものであり、当初は別々となっているため、これを全部門の計数について調整一致させ、一表にまとめている。なお、バランス調整においては、数値の精度上の観点から、投入側をほぼ固定させ、産出側の数値(特に最終需要部門)を中心に調整を行っている。ただし、最終需要部門のない行部門については、内生部門での調整している。また、産出側の数値で調整できない場合は、投入側の数値で調整を行っている。

	内生	最終需要	生産額
内生	(4)	(5)	(3)
付加価値	(4)		
生産額	(3)		

	内生	最終需要	生産額
内生	(6)		(3)
付加価値			
生産額	(3)		

8. その他

平成12年姫路市産業連関表の作成にあたっては、兵庫県、神戸市、(財)神戸都市問題研究所などから貴重な助言と資料をいただいた。

## 第四節 部門分類の概念

### 1. 部門分類

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。なお、「最終需要部門」及び「粗付加価値部門」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

平成12年表における部門分類等の特徴は、次のとおりである。

「介護」部門の新設

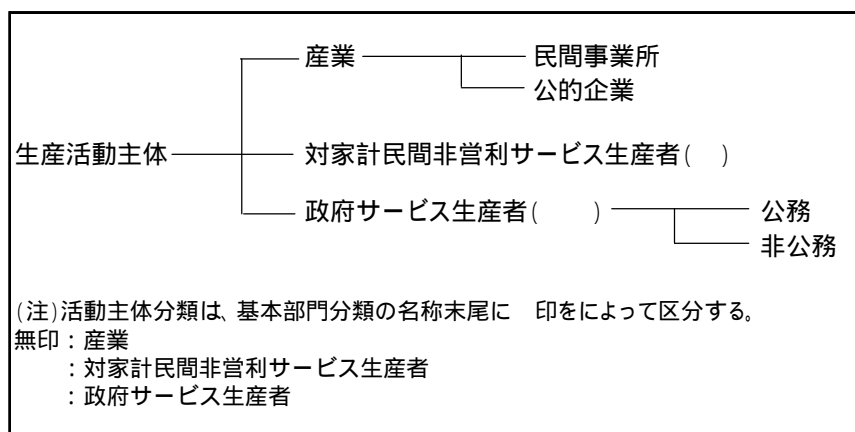
「再生資源回収・加工処理」部門の新設

### 2. 生産活動主体分類の概念

#### (1) 生産活動主体分類

産業連関表がその取引活動の記録対象とする財・サービスの範囲は、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」、つまり産業活動による「商品」が主であるが、この他に、主として政府及び公的企業等から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」も含まれる。

「生産活動主体分類」は、財・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に再分類したものである。こうしたことから、基本分類は、アクティビティ・ベースの「生産活動単位」による分類と「生産活動主体」による分類の二重の機能を有している。



#### (2) 産業

「産業」とは、利潤の獲得を目的として市場において販売するための「商品」を生産する事業所の生産活動をいう。しかし、産業連関表では、公的企業、対企業民間非営利サービス生産者等については、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても「産業」活動によ

て生産されたものとして取扱っている。

#### (3) 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の二つの要件を満たす団体をいう。具体的には、労働組合、政治団体、宗教団体、学術・文化団体といったものがこれに該当する。

営利を目的とせず、無償又はそれに近い価格で、家計に対しサービス提供していること。  
政府による監督を受けていないこと、又は政府から主たる資金供給が行われていないこと。

#### (4) 政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通なサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きく相違しているものをいう。中央及び地方政府の活動のうち、上記「産業」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けされるものを除いた以下のものがこれに含まれ、その活動は大きく分けて次の二つがある。

行政、防衛などの社会的に共通なサービス(集会的サービス)

保健、保健衛生など社会的・政治的目的のため提供されるサービス(個別的サービス)

産業連関表では、「産業」部門において、これらに対応する部門又は類似する部門があるものについては、これを更に、「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし(例:学校教育(国公立)、医療(国公立))、残りの部分を一括して「公務(中央)」及び「公務(地方)」に分類している。

### 3. 最終需要部門の概念

#### (1) 最終需要

生産活動での「粗付加価値部門」に対応する支出面の外生部門で、各産業部門が最終的に消費される財とサービスをどれくらい家計や政府機関などに販売したかを示すもので「市内最終需要」と「移輸出」からなる。「市内最終需要」は、「家計外消費支出」、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」、「市内総固定資本形成」及び「在庫純増」からなる。なお、(最終需要 - 移輸入 = 粗付加価値)の関係が成立している。

#### (2) 家計外消費支出(列)

「家計外消費支出」は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など、企業その他の機関が支払う支出で、「家計消費支出」に類似しており、福利厚生費(他の粗付加価値部門に計上されるものを除く)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として宿泊と日当)を範囲とする。

#### (3) 民間消費支出

「民間消費支出」は、「家計消費支出」と「対家計民間非営利団体消費支出」からなっている。「家計消費支出」とは、家計が経常的に支出した額で土地、建物・構築物以外に対するすべての支出をいい、「対家計民間非営利団体消費支出」とは、家計にサービスを提供しているとみられる「対家計民間非営利サービス生産者」(私立学校、宗教団体、労働組合など)による消費支出をいう。

#### (4) 家計消費支出

「家計消費支出」とは、家計の財・サービスに対する消費支出額から同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上している。

#### (5) 対家計民間非営利団体消費支出

「対家計民間非営利団体消費支出」とは、対家計民間非営利サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額を(例えば、社会保険事業団経営の病院の医療収入、私立学校の授業料)を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費に等しい。したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち、他の部門に対する産出を除いたものとなっている。

#### (6) 一般政府消費支出

一般政府とは、中央政府と地方政府の両者をいい、「一般政府消費支出」とは、一般政府が行政を行うのに必要な経費から、他部門に対するサービスの販売額(国公立病院の医療収入、国公立学校の授業料など)を差し引いた自己消費をいう。

#### (7) 市内総固定資本形成

「市内総固定資本形成」とは、市内における家計、民間企業、政府等が主体となって行われる、下記に記載された活動を指している。

市内における建設物・機械・装置など固定資産の取得及び取得に要する際の据付工事・運輸マージン等の直接費用を計上する。(生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権のれん代などの非生産資産は含まない)。土地は、非生産資産であるが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上している。

固定資産として規定する資本財の範囲は、原則として耐用年数1年以上で10万円以上の価格単価のものとする。

通常の資産の維持・修理は資本形成とはしない。ただし、資産の耐用年数を延長する場合や鉄道の線路、送配電設備等の取り替え工事は資本形成として計上する。

軍事施設で、軍事目的のものと区別できる(空港、ドック、病院施設等)ものについては、資本形成として計上している。



(8) 在庫純増

産業部門で生産された製品、半製品、仕掛品と商業部門で扱う流通在庫、並びに産業部門によって保有される原材料及び貯蔵品の量的増減(期末残高 期首残高)を年間平均の市中価格で評価した額をいう。

(9) 移輸出・移輸入

市内居住者と非居住者間における財とサービスの取引をいう。

(10) 関税

輸入品は、貿易政策上の配慮により、関税定率表に基づいて関税がかけられている。これには、輸入品価格と国産品価格の差を縮小させる働きがある。輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため、「関税」欄を設けて記録している。

(11) 輸入品商品税

輸入品は税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様に、内国消費税として、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税などが課税される。以下、これを「輸入品商品税」と呼ぶ。輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、「関税」と同様、本部門を設けて記録している。

#### 4. 粗付加価値部門の概念

(1) 粗付加価値

各産業部門の生産活動によって新しく生まれた「付加価値」は、産業連関表では「粗付加価値」としてとらえられ、減価償却費も含めてどのように分配されたかを示している。

(2) 家計外消費支出(行) (3. (2) 「家計外消費支出」(列)参照)

(3) 雇用者所得

「雇用者所得」とは、市内の民間企業及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。

また、所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする。(発生主義)

さらに、雇用者所得も市内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず市内で発生した雇用者の所得をもって「雇用者所得」としている。「雇用者所得」は、従業者のうち有給役員、常

用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得(賃金・俸給、社会保険料(雇用主負担)及びその他の給与及び手当)を範囲とし、自営業者の所得は営業余剰に含める。

#### (4) 営業余剰

「営業余剰」とは、粗付加価値から家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税 - 補助金)を控除したものを範囲とする。「営業余剰」の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス(帰属利子 = 受取利子 - 支払利子)を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。個人業主や無給の家族従業者等の所得は「雇用者所得」ではなく「営業余剰」に含められる。

#### (5) 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用を「資本減耗引当」といい、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

#### (6) 間接税

「間接税」は、財・サービスの生産、販売、購入、または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

#### (7) 経常補助金

「経常補助金」は、産業振興のためあるいは市場価格を低くするためなどの政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側で収入として処理される経常的交付金をいう。